

水道用製品に係る不適切行為への対応について

1 要旨・目的

水道用ダクタイル鋳鉄管の製造過程で、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」）の認証規格に適合しない塗料を使用していたという不適切な事案が発生した。

土木建築局においては、施工中の工事で使用が確認されたことから、当該資材を使用する箇所を一時中止する。

また、施工済みの水道用ダクタイル鋳鉄管等についても、安全性や品質への影響について調査を進める。

2 現状・背景

(1) 水道用ダクタイル鋳鉄管に使用する塗料（神東塗料株式会社（兵庫県尼崎市）製造）について、次の不適切な行為があった。

ア 認証規格で規定されている試験条件（養生期間、加湿温度）と異なる条件で試験を行っていた。

イ 認証規格で規定されていない原料を使用していた。（現時点において、規定されていない原料を使用した対象製品が不明）

(2) 日本水道協会は、当該塗料を使用した製品の安全性について調査を行っているところであるが、各水道事業者が水質基準に基づく検査を行っており、水道水の安全性は担保されていると公表している。

3 概要

(1) 対象者

—

(2) 実施内容

ア 施工中の工事

船舶用の給水管布設を行っている岸壁工事1件について、一時中止を行うとともに、製品の安全性や品質を確認するため、受注者と連携して対応している。

イ 施工済みの工事

当該塗料を使用した水道用ダクタイル鋳鉄管が、過去のどの時点から出荷されているのか等について、現在、日本水道協会において調査が進められており、調査結果を踏まえ、必要に応じ施工済みの水道用ダクタイル鋳鉄管等についても安全性や品質の調査・確認を行う。

(3) スケジュール

工事一時中止期間 令和4年1月17日（月）より当面の間

(4) 今後の対応

水道用ダクタイル鋳鉄管以外の資材への当該塗料の使用の有無については、現在、調査中であり、その結果を踏まえ適切に対応する。